

千葉市の 100 年を振り返るデータ収集及び分析業務委託
企画提案(プロポーザル)募集要項

令和2年2月

都市アイデンティティ推進課

目次

1 趣旨	1
2 業務概要	1
(1) 件名	1
(2) 業務内容	1
(3) 予定価格	1
3 参加資格	1
4 参加手続き	2
(1) スケジュール	2
(2) 参加申込	2
(3) 質問書の提出	2
(4) 企画提案書の提出	3
(5) 選考結果の通知	3
5 事業者選定	4
(1) 選定趣旨	4
(2) 選考方法	4
(3) 失格事項	4
6 契約について	5
(1) 契約の締結	5
(2) 留意事項	5
(3) 守秘義務	5
7 その他	5
8 問い合わせ先	5

1 趣旨

千葉市が令和3年1月1日に市制100周年を迎えるにあたり、都市としてのあゆみや市民生活の変遷について、多方面からデータを収集・分析し、定量的かつ視覚的に明らかにすることで、市民が今までの100年を振り返り、未来に何を引き継いでいくかについて主体的に考えるための資料とするための、業務委託の事業者を選考するプロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

千葉市の100年を振り返るデータ収集及び分析業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 予定価格

5,940,000円(消費税及び地方消費税抜)を上限とする。

支払方法は、業務を問題なく実施したことを本市が検査した後、30日以内に一括払いとする。

3 参加資格

本事業の企画提案を行うものは、次のすべての要件を満たす法人でなければならない。

(1) 平成26年以降に、官公署において、本業務と同種又は類似する業務(総合計画又は個別部門計画策定における基礎調査及び分析業務を含む)を確実に履行した実績を有するとともに、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 本業務委託の契約締結に係る見積もり日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(昭和14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を参加申込期限の日から見積り日までの間に受けている者

カ 千葉市内において都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を完納していない者

ク 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

ケ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

(2) 平成30・31年度の千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

4 参加手続き

(1) スケジュール

内容		日程
①	公募開始日	令和2年 2月28日(金)
②	質問受付締切日	令和2年 3月16日(月)
③	質問への回答日	令和2年 3月17日(火)
④	参加申込受付締切日	令和2年 3月18日(水)
⑤	参加資格審査結果通知	令和2年 3月19日(木)
⑥	企画提案書の受付締切日	令和2年 3月26日(木)
⑦	審査期間(書類審査)	令和2年3月27日(金)～30日(月)
⑧	選考結果通知	令和2年 3月31日(火)

(2) 参加申込

企画提案に参加を希望する者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

ア 提出期限

令和2年3月18日(水)午後5時まで(必着)

(持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。また、電子メールで仮提出したのちに、原本を26日(木)までに提出することを認める。(電子メールは 10MB 未満に分割し送信すること。)

イ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課(千葉市役所5F)
E-mail: identitysuishin.POC@city.chiba.lg.jp

ウ 提出書類

(ア)企画提案参加申込書(様式第1号)

(イ)誓約書(様式第2号)

(ウ)会社概要(様式自由)

(エ)過去の類似業務の実績を表すもの(契約書の写し、仕様書等)

(3) 質問書の提出

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合、下記により質問すること。

ア 提出期限

令和2年3月16日(月)午後5時まで

イ 質問方法

下記メールアドレスに電子メールで送信することとし、電話・口頭での質問は一切受け付けない。

また、電子メールの件名は「企画提案募集質問書」とすること。

千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課
E-mail: identitysuishin.POC@city.chiba.lg.jp

ウ 提出書類

質問書(様式第3号)

エ 受け付けた質問に対する回答

質問の回答はホームページに令和2年3月17日(火)午後5時までに掲載する。なお、回答の内容は、本募集要項の追加または修正とみなす。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和2年3月26日(木)午後5時まで(必着。持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)
※郵送の場合は、書留の扱いとする。

イ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課(千葉市役所5F)

ウ 提出書類

以下の書類を6部(うち5部については企業名を記載しない)ずつ提出すること。

(ア) 企画提案書(様式自由)

以下の条件を満たすこと。

I. 報告書、ホームページデザイン及び概要版リーフレットの完成イメージが分かる資料を盛り込むこと。

II. 以下の内容を盛り込むこと。

- ・収集するデータの名称、内容、出典
- ・本市保有データ以外に収集するデータがあれば、その内容等
- ・業務実施体制※
- ・制作スケジュール
- ・過去の類似業務の実績(発注者、業務の規模、成果物の概要)に関することを記載すること。

※業務体制については以下の項目を盛り込むこと。

- ・業務体制、業務担当表、連絡体制、連絡先
- ・配置予定の担当者名簿
担当分野、氏名、所属、実務経験等
- 協力企業等がある場合は、その者も含む

III 上記のほか、以下のとおりサンプルを制作すること。

- ・別紙「仕様書」、「6 業務内容」で示す10分野のうち、「分野Ⅶ 経済基盤・産業」について、「千葉市の産業構造の変化」をテーマに設定
- ・報告書サンプル(A4見開き2ページ)
- ・ホームページデザインサンプル(A4 サイズの書面レイアウトで可。ページの動きなどの工夫を追記すること。)

IV. IIIの作成にあたって、収集したデータの出典を一覧にまとめたもの

V. その他、以下の内容を盛り込んで記載すること。

- ・市民に分かりやすく読みやすい構成や表現、用語解説など
- ・全国平均や首都圏平均との比較により、千葉市の特徴を際立たせる

(イ) 見積書(税抜)

(5) 選考結果の通知

ア 通知日 令和2年3月31日(火)

イ 通知方法 企画提案書の提出者全員へ電子メールで結果を通知し、市ホームページで公表。

5 事業者選定

(1) 選定趣旨

デザイン及び企画提案内容を総合的に採点し、最も点数の多かった者を選定し、委託契約予定者として決定する。

(2) 選考方法

ア 選考委員

千葉市が指定する選考委員

イ 選考基準

各選考委員が次の選考基準に基づいて、提出されたすべての企画提案書をもとに採点する。

	評価項目	評価基準	配点
1 内容に関すること			70
(1)	調査力	① 収集しているデータの選択は適切か。	15
		② 本市保有以外のデータを収集するなど、独自の調査力が発揮されているか。	10
(2)	分析力	① データに基づく分析が論理的で的確であるか。	15
		② 分析の内容が、本業務の目的に沿ったものとなっているか。	10
(3)	表現力	① テーマ設定、データ構成が、市民の興味・関心を引くものとなっているか。	10
		② グラフ等の見せ方、文章表現が、明確で分かりやすいものとなっているか。	10
2 実施体制に関すること			30
(1)	業務体制・スケジュール	① 人員などの業務実施体制が十分に整っており、業務量の把握が適切であるか。	10
		② 実施手順などが明確で、具体的かつ現実性のある内容となっているか。	10
		③ 本事業に類する良好な事業実績を有し、本事業に係る知識・ノウハウなど十分な業務遂行能力を有しているか。	10
合計			100

- ・ 参加申込者が1者のみの場合も、選考を実施する。
- ・ 選考委員全員の合計点が 委員全員の持ち点の合計数の 6 割に達した者を選定の対象とする。
- ・ 選考委員全員の合計点が最も高い提案を最優秀提案とする。なお、最所得点の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

(3) 失格事項

参加者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 見積額が2(3)に記載する委託料を超過した場合

イ その他、参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると本市が判断した場合

6 契約について

(1) 契約の締結

ア 選考により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。なお、契約締結に先立ち、見積りの積算内訳書のほか、市の求める資料を提出すること。

イ 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

イ 制作業務においては、提案された企画案を尊重するが、必ずしも企画どおりに委託するものではなく、提案された企画内容をもとに、協議のうえ進めるものとする。

ウ 委託費の支払いについては、委託業務完了後一括払いとする。

エ 著作権については、別紙「仕様書」記載のとおりとする。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

7 その他

(1) 企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については、選考結果にかかわらず返却しない。

(3) 応募書類は、千葉市情報公開条例(平成12年市条例第52号)の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

(4) 市は、提案書等を本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。

(5) 当該委託にかかる 令和2年度予算の議案が市議会の議決を得られない場合は、契約手続きを中止する。

8 問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号(千葉市役所5F)

千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課 担当:塚田

電話 043-245-5660(内線2375) FAX 043-245-5476

メール identitysuishin.POC@city.chiba.lg.jp